

本会議及び委員会における一時離席について

1 協議内容

組合議会本会議及び委員会における体調不良やトイレ等による職員の一時的離席について、これを禁止する規定はなく、一時離席が原則として認められていない、又は特別な許可を要するというわけではない。

実際には、会議中に一時離席をする職員は、過去の例から言うと見受けられないものの、疾患症状による体調不良や生理現象によるトイレ等が大きな不安となっていることも考えられる。

よって、職員の健康保持等の観点から、やむをえず、疾患症状への対応やトイレに行くことを理由とした職員の一時的離席の扱いについて協議いただくもの。

2 一時離席の扱い(案)

- (1) 組合議会の本会議及び委員会において、疾患症状への対応や生理現象として、止むを得ずトイレに行くことを理由とした一時的な離席は認められる。
- (2) この場合において、議長又は委員長の許可は必要としない。
- (3) 特段の理由がなく離席することは、議事の妨げとなるおそれがあることから、厳に慎む。

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の
一部を改正する条例（案）

（改正理由）

刑法が一部改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されることに伴い、本条例に違反した者に対して科する刑罰の種類を改めるため、改正しようとするものです。

（改正内容）

- 1 本条例に違反した者に対して科する刑罰のうち自由刑の種類を「拘禁刑」（現行：懲役）に改めることとする。（第53条から第55条まで関係）
- 2 本条例の改正前に本条例に違反する行為をした者に対して科する自由刑は、引き続き「懲役」とすることについての経過措置を設けることとする。（附則第2項関係）

※「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第441条第1項において、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行前にした行為の処罰については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例によることとされていることを踏まえ、本条例の改正前に本条例に違反する行為をした者に対して科する自由刑は、引き続き「懲役」とする。

（施行期日）

この条例は、令和7年6月1日から施行することとする。

（参考法令）

- 1 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）

令和4年6月17日公布

令和7年6月1日施行（令和5年政令第318号）（一部施行日別途）

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げるとするもの

この法律の第2条の規定による刑法の一部改正により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとされた。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律
(令和4年法律第68号)

令和4年6月17日公布

令和7年6月1日施行(刑法等の一部を改正する法律の施行日)

(一部施行日別途)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する法律について規定の整理等を行うとともに、所要の経過措置を定めるもの

(参考事項)

「刑法等の一部を改正する法律」と同時に公布された「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第441条第2項において、「刑法等の一部を改正する法律」の施行後(令和7年6月1日(以下「施行日」という。))以後)にした行為に対する「刑法等の一部を改正する法律」の施行前(同年5月31日以前)に改廃のあった法律の罰則の適用に係る経過措置が定められている。

これにより、施行日以後に当該改廃前の法律に違反した行為の処罰として「刑法等の一部を改正する法律」第2条の規定による改正前の刑法(以下「旧刑法」という。)に規定する「懲役、禁錮又は拘留」が定められている場合は、当該改廃前の法律に違反した行為に対する処罰としては、旧刑法に規定する「懲役、禁錮又は拘留」に相応する「刑法等の一部を改正する法律」第2条の規定による改正後の刑法に規定する「拘禁刑又は拘留」が科される。

ところで、今回改正する「鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例」は、令和5年3月に制定した後、何らの改正もされていないことから、今回の改正において、これまでの改正を前提とする罰則の適用に係る経過措置を設ける必要性は認められない。

したがって、今回制定する条例には、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第441条第2項に相当する経過措置は、設けないこととする。

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例のの一部を改正する条例（案）

鳥取県西部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例（令和5年鳥取県西部広域行政管理組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
第53条	職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条	職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	
第54条	前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条	前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報而自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	
第55条	職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条	職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

陳情・請願の取扱いについて

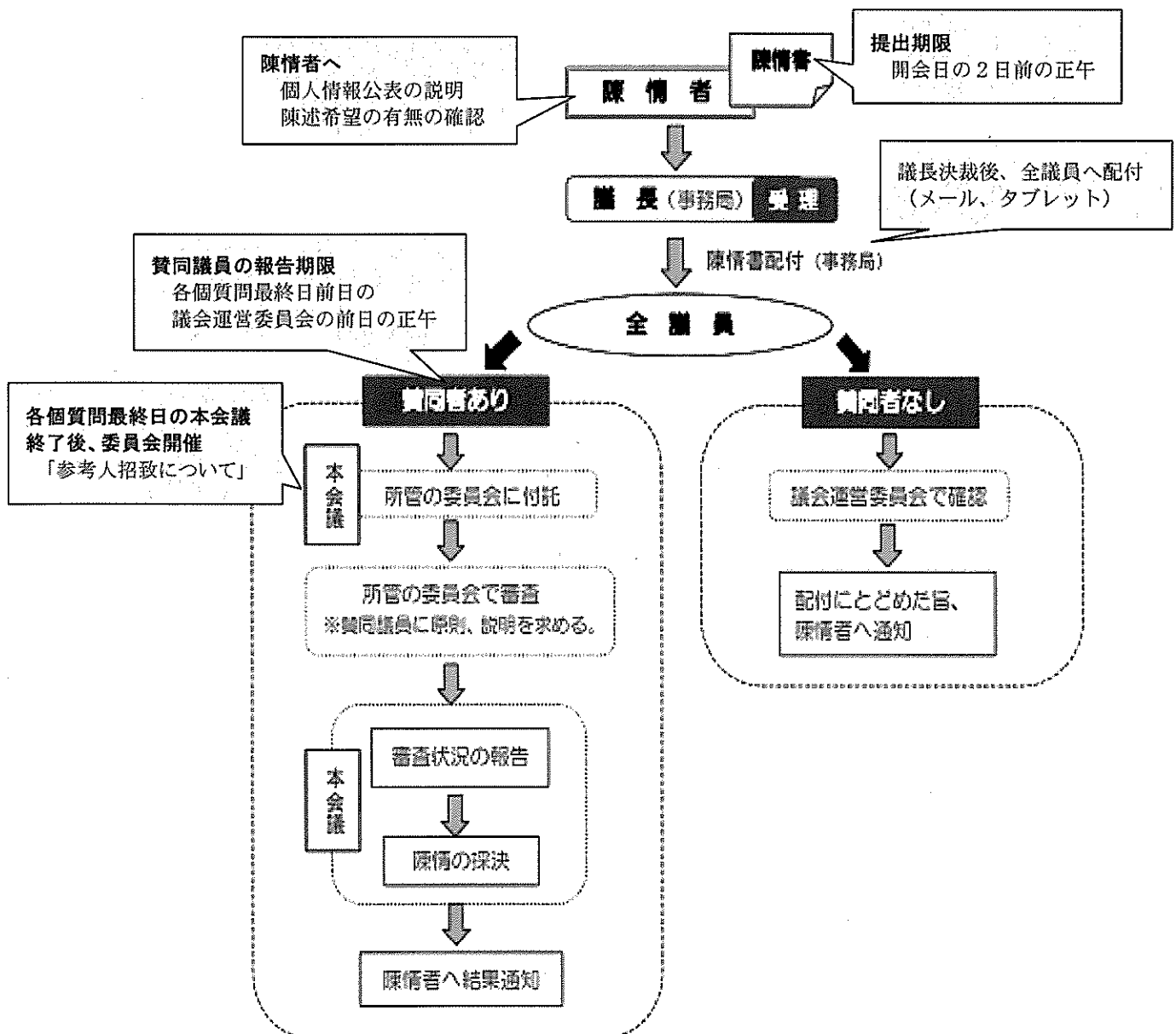
協議内容

組合議会では、陳情が20年近く提出されておらず、明確な取り扱いが確立されていないことから、その取扱いについて方針を定めるもの

【参考】米子市議会

陳情書の取り扱いについて

市民の願いや思いを市政に反映する手段として「請願」と「陳情」があります。
請願書には、紹介議員（1名以上）の署名又は記名押印がなければなりません、陳情書には紹介議員は不要です。



鳥取県西部広域行政管理組合議会会議規則（抜粋）

第9章 請願

（請願書の記載事項）

- 第123条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。
- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表）

- 第124条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。
- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

（請願の委員会付託）

- 第125条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

- 第126条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

- 第127条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択とすべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

- 2 委員会は、採択とすべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果の報告の請求）

- 第128条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

- 第129条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が受け付ける。
- 2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。
- 3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。
- 4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。

会 議 規 則 対 照 表

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
目次 第1章～第18章〔省略〕 附則 (会議時間) 第8条〔省略〕 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いて会議に諮って決める。	目次 第1章～第17章〔省略〕 第18章 雑則(第128条～第130条) 附則 (会議時間) 第9条〔省略〕 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いて会議に諮って決める。</u>	目次 第1章～第8章〔省略〕 第9章 補足(第167条の2～第168条) 附則 (会議時間) 第9条〔省略〕 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮ってはならない。</u>	第2項について、議長の権限で会議時間の変更は可能とされているが、「<u>会議の宣告</u>」という規定がないため、必ずしも議場での変更を要していなかったが、ただし書きにおいて、「<u>異議あるとき</u>」という規定があるため、会議時間の変更は議場でしか行えないのではないかとこの疑義が従来から指摘されていた。 ただし書きの規定は、会議時間の変更を議場において宣告した場合の規定であると解釈しているが、このような解釈は文理上困難であることから整合性が取れるよう「会議に宣告することにより」を追加するもの
3 会議の休憩中、会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。 【規定なし】	3 4 会議の休憩中、会議時間を過ぎたときは、会議の時間が自動的に延長されたものとする。 4 5 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び会議の議題の撤回については、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。承認を要する。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可承認を求めようとするときは、委員会の許可承認を得なければならない。	3 前項の規定にかかわらず、議長は、<u>会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要なとき</u>は、<u>会議時間を変更することができる。</u> 【新設】 前項の規定により、会議時間中以外の時間の変更が困難となることから、新たに会議時間中でないときにおける会議時間変更の規定を設けたもの。(具体的には、台風の接近等により災害の発生が予測されるため緊急に閉会時間を変更する必要があるときや会議未了のままの閉会を防ぐため閉会口の休憩中に閉会時間を延長する必要があるときなどが必要とされる) 【規定なし】 4 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、<u>会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。承認を要する。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可承認を求めようとするときは、委員会の許可承認を得なければならない。	ただし書きの新設 令和5年2月に全国市議会議長会等が取りまとめた「標準市議会会議規則等の改正に関する報告」(以下「R4検討結果報告」という。)において、全国都道府県議会議長会・全国町村議会議長会(以下「全国議長会」という。)では「許可」となっていること、「許可」は法令又は行政行為における特定の行為の一般的禁止を特定の場合に解除し、適法な行為をすることができるようにする行為を言うことから、「承認」を「許可」に改めることにすることとされたこと等から改正するもの。

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
(投票) 第 28 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。	(投票) 第 29 条 議員は、議長点呼に従って議員の点呼に 応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。	(投票) 第 29 条 議員は、議長の指示に従って議員の点呼に 呼応して、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。	R4 検討結果報告において、全国議長会の規定と同様に改正するもの(従来の議長点呼により議員が点呼する方法や投票箱に投入することを変更する趣旨ではなく、条文を簡潔で適切な表現に改正するもの)
(開票及び投票の効力) 第 30 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。	(開票及び投票の効力) 第 31 条 [省略]	(開票及び投票の効力) 第 31 条 [省略]	
2 前項の立会人は、議員のうちから、議長が指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。	2・3 [省略]	2・3 [省略]	
3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。	4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に 関し必要な事項は、議長が定める。 【新設】	4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に 関し必要な事項は、議長が定める。	【新設】 法第 118 条第 6 項に「第 1 項の規定による決定は、文書をして、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない」とあるが、議会が行う通知については、地方自治法の改正により新設された第 138 条の 2 第 2 項の規定によりオンライン化が可能。その際に同項ただし書きに「総務省令で定める方式による表示をする場合に限る」とされており、法施行規則第 12 条の 2 の 7 第 2 号に「議会等の定めるところによる届出」とあることから、「議長が定める」と規定するもの
(委員会の審査又は調査期限) 第 44 条 [省略] 2 前項の期限内に審査を終わらなかつたときは、その事件は、第 38 条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。	(委員会の審査又は調査期限) 第 45 条 [省略] 2 前項の期限内に審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第 39 条の規定にかかわらず、議院において審議することができる。	(委員会の審査又は調査期限) 第 44 条 [省略] 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第 38 条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議院において審議することができる。	文理解釈上、審査期限の対象となるのは「審査」のみとなり、調査(事件)は対象とならない。審査の中に調査(事件)を含むと解することも考えられるが、第 1 項において期限を付す対象を「審査又は調査」と規定しているにもかかわらず、第 2 項において「審査」のみを規定し、ここに「調査」が含まれると解することは無理があると思われるため、R4 年度検討結果報告において、第 2 項に「又は調査」を追加すること、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会との規定の統一を図るため「会議」を「議会」に改正するもの
(委員会の中間報告) 第 45 条 [省略]	(委員会の中間報告) 第 46 条 [省略]	(委員会の中間報告) 第 45 条 [省略]	
2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。	2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。	2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。	第 2 項に基づく中間報告を臨時会で行うことの可否について、解釈上の疑義を解消するため「議会の承認を得て」を追加するもの

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
	※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	【新設】 (出席委員に関する措置) 第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。	
(動議の撤回) 第76条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。	(動議の撤回) 第69条の7 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長長の許可を得なければならない。承認を要する。	(動議の撤回) 第100条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長長の許可を得なければならない。承認を要する。	第19条と同様に「承認」を「許可」に改正するもの
(委員外議員の発言) 第92条 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対して、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	(委員外議員の発言) 第78条の7 委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、委員でない議員に対して、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 ※改正なし	(委員外議員の発言) 第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。	第3項及び第4項を追加することから、第1項において「委員外議員」の定義を追加したもの。
2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許可を決める。	2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許可を決める。 ※改正なし	2 委員会は、委員外議員委員でない議員から発言の申出があったときは、その許可を決める。	第1項で定義規定を追加したことから、「委員でない議員」を「委員外議員」に改めたもの。
	※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	【新設】 3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれていたときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。	
	※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	【新設】 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
〔委員長の発言〕 第 93 条 〔省略〕	(委員長の発言) 第 78 条の 8 〔省略〕 ※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	(委員長の発言) 第 118 条 〔省略〕 2 法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開催している場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができず、ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまでは、委員長の職務を行うことができない。	【新設】 第 125 条を第 66 条同様に修正したことから見出しも「朗読」を「配布」に改めたもの。 第 66 条同様に「答弁書」については、文書等を前提とした規定のため、委員会への配布を第 167 条の 2 によるオンライン化が可能となった。 また、検討会議での意見を踏まえ、答弁書の配布について本会議と委員会に差を設ける必要がないことから、本会議における答弁書の配布を規定した第 66 条と同様とした。
(答弁書の朗読) 第 100 条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。	(答弁書の配布朗読) 第 78 条の 15 市長その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、その厚しを委員に配布する。ただしやむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。職員にこれを朗読させる。	(答弁書の配布朗読) 第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その厚しを委員に配布する。ただしやむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。職員にこれを朗読させる。	
(不在委員) 第 104 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加入することができない。	(不在委員) 第 78 条の 19 表決の際会議室にいない委員は、表決に加入することができない。 ※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	(不在委員) 第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加入することができない。ただし、法第 109 条第 9 項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。	
(請願書の記載事項) 第 123 条 〔省略〕	(請願書の記載事項等) 第 89 条 〔省略〕	(請願書の記載事項等) 第 139 条 〔省略〕	
2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。	2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。	2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。	用字用語の整理
3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。	3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。	3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。	用字用語の整理
4 〔省略〕	4 〔省略〕	4 〔省略〕	

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。	5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可承認を得なければならぬ。	5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可承認を得なければならぬ。	R4 検討結果報告において、第19条と同様に「承認」を「許可」に改正
	6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前に、議長の許可を得なければならぬ。 【新設】	6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前に、議長の許可を得なければならぬ。	【新設】 R4 検討結果報告において、S49.2.5 行政実例において、閉会中に議長が受理した請願で未だ付議されていないものについて、これを紹介した議員は議長の同意を得ればその紹介を取り消すことができ、この場合には取り消しの手続きを、会議規則に規定するべきとされており、全国議長会(都道府県・町村)には既に規定があることから新設したもの
(請願の委員会付託) 第125条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。	(請願の委員会付託) 第91条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に属する請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。	(請願の委員会付託) 第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に属する請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。	R4 検討結果報告において、全国議長会と同様に請願の特別委員会への付託が議長の専権事項ではなく、議長と同様に、議員の動議による付託が可能と解せられるように変更すること、法第109条第2項(第3項)において「常任委員会(議会運営委員会)は、議案、請願等を審査する。」と規定されていることから、請願についても議案と同様に議長に委員に付託して審査することが原則であると考え、議案と同様に請願についても付託省略を議決によるよう変更することとされたことから、併せて整文したもの
2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。	2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に属する請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。	2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に属する請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。	
3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。	3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。 ※改正なし	3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。 ※改正なし	
(紹介議員の委員会出席) 第126条 [省略]	(紹介議員の委員会出席) 第92条 [省略]	(紹介議員の委員会出席) 第142条 [省略]	
2 [省略]	2 [省略]	2 [省略]	

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
	※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	3 前項の場合において、 <u>法第109条第9項の規定に基づき条例の規定により、委員会がオンライン開催の方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u>	【新設】
	※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	4 前項の紹介議員が、 <u>オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届けなければならない。</u>	【新設】
(請願の審査報告) 第127条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。	(請願の審査報告) 第93条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。	(請願の審査報告) 第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見書は、議長に報告しなければならない。	R4 検討結果報告において、全国議長会と同様に、請願審査結果に意見を附することを義務としないこととするために、「意見を付け」を削除。
(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]	(1)・(2) [省略]	
	2 委員会は、必要があると認めるときは、 <u>付託された請願に係る審査の結果に、意見を付けることができる。</u> 【新設】	2 委員会は、必要があると認めるときは、 <u>請願の審査結果に意見を付けることができる。</u>	【新設】 必要があるときに意見を付けることができるように改正するもの
3 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。	3 委員会は、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、 <u>第1項第2項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</u>	3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記附記しなければならない。	文言の整理
(陳情書の処理) 第129条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が受け付ける。	(陳情書の処理) 第95条 陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書等」という。)は、議長が受け付ける。 ※改正なし	(陳情書の処理) 第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認め、その内容が <u>第143条に適合するもの</u> は、請願書の例により処理するものとする。	R4 検討結果報告において、①「その内容が請願に適合するもの」という基準が曖昧であり、陳情の取扱いについて現場が苦慮することが想定されること、②名古屋高裁(H30.11.12)において「陳情書が提出されても、原則として議会が審査等の対応をすることが義務付けられるものではないから、本件第143条の趣旨は、陳情という形式であって市民による政策提言として取り上げられるに過ぎないものは、請願として取扱うことが可能とすることにあると解される。したがって、本来、議会が審査等の対応をする義務のない陳情書を、本件規則第143条により処理するかどうかの判断については、議長の広範な裁量権に委ねられているものと解するのが相当である。」として、改めることとされたことから、改正するもの。
2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。	2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。	2 議長は、受け付けた陳情書等について、議員に配布する。	なお、議長の判断に際しては、申合せ、要綱等や議会運営委員会への諮問に基づいて運用することが考えられる。
3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。	3 受け付けた陳情書等を議題に供する場合は、議会運営委員会に諮り決定するものとする。	2～4 規定なし	
4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。	4 前項の規定により議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。 ※改正なし		

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
	(決定書の通知交付) 第 109 条 前条の規定による決定に係る本人への通知に 関し必要な事項は、議長が定める。 議長の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に 該当するかどうかを決定したときは、議長は、その決定書 を当該決定を求めた議員及び当該決定を求められた議 員に交付しなければならない。	(決定書の通知交付) 第 150 条 前条の規定による決定の本人への通 知に必要事項は、議長が定める。 議会の議員の被選挙権の有無又は法第 92 条 の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 137 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議 長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定 を求められた議員に交付しなければならない。	①法第 127 条第 3 項において「第 118 条第 5 項及び第 6 項の規定は、第 1 項 の場合について準用する。」とあり、第 118 条第 6 項において「第 1 項の規定 による決定は、文書を以てして、その理由 を附けてこれを本人に交付しなければな らない。」とされており、既に地方自治法 に決定書の交付の規定があること、②全 国議長会と同様の規定とするため、「決 定書の交付」に関する規定を削除する もの
(携帯品) 第 142 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、 コート、マフラー、傘の類を着用してはならない。ただし、 病気その他の理由により議長又は委員長長の許可を得た ときは、この限りでない。	(携帯品) 第 111 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、 コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯して はならない。ただし、病気その他の理由により会議への 出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長長に あらかじめ届け出たものについて議長又は委員長長の許 可を得たときは、この限りでない。	(携帯品) 第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者 は、帽子、コート、マフラー、傘外とう、きつぱ、 え、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。 ただし、病気その他の理由により会議への出席 に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ 届け出たものについては議長の許可を得たとき は、この限りでない。	近年、視覚障がいや聴覚障がい等の 身体に障がいのある議員が当選する事 例が増え、議事参加のために必要 な車椅子やつえ等の器具を議場等 に持ち込むことは、不可欠と解されること から「許可」から「あらかじめ届け出たも の」の届出制に改正したもの
(資料等印刷物の配布許可) 第 148 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新 聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員 長の許可を得なければならない。	(資料等印刷物の配布許可) 第 116 条の 2 議場又は委員会の会議室において、資料 等資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、 議長又は委員長長の許可を得なければならない。	(資料等印刷物の配布許可) 第 157 条 議場又は委員会の会議室において、 資料等資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布 するときは、議長又は委員長長の許可を得なけれ ばならない。	近年の著作権問題の動向等を踏ま え、「新聞紙」という文言を削除するとど もに、簡潔な表現とするため見出し、本 文とも「資料等」としたもの。
	(代理弁明) 第 119 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲 罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場 合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他 の議員をして代わつて弁明させることができる。 [新設]	(代理弁明) 第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及 び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁 明をする場合において、議会又は委員会の同意 を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させ ることができる。 [新設]	[新設] R4 検討結果報告において、①全国 議長会には、代理弁明の規定があり、 病気等で弁明をすることが不可能な場 合、代理による弁明の機会を設けること が、弁明の機会の確保や懲罰動議の審 議の充実に資すること、②代理弁明の 規定を設けたとしても、運営等に重大な 支障が生じることにはならないと解され ることとされたことから新設。また、「条 れ」を回避するため抜番としたもの。
(会議録の記載事項) 第 156 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次に 掲げるとおりとする。	(会議録の記載事項) 第 124 条 会議録に記載する記録し、又は記録する事項 は、次に掲げるとおりとする。	(会議録の記載事項) 第 85 条 会議録に記載する記録し、又は記録す る事項は、次のとおりとする。	「記載」は文書等に該当するため、 「記録する」に改めるか、改めずに第 167 条の 3 規定により対応するかいずれかが 考えられるが、全国議長会と同様に改め ずに第 167 条の 3 の規定により対応す ることとし、「し、又は記録」を削除したも の。

鳥取西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
(1)～(15) 〔省略〕	(1)～(15) 〔省略〕	(1)～(15) 〔省略〕	現在、速記法以外の方法で会議録を作成している市議会が多数出ること考 慮し、速記法以外の方法による会議録 作成も規定することが現状に合致するた め「その他議長が適当と認める方法」と 追加。
2 議事は、議長の定める方法により記録する。	2 議事は、議長の定める方法により記録する。 ※改正なし	2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方 法によって記録するに よって速記する。	第 85 条第 1 項において、第 167 条 の 3 (電磁的記録による作成等) に規定 で対応することとしたことを踏まえ、規定 の整理を行ったもの。
(会議録署名議員) 第 157 条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁的記録 をもって作成されている場合には、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員) は、2 人と し、議長が会議において指名する。	(会議録署名議員) 第 125 条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁的記 録をもって作成されている場合には、法第 123 条 第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員) は、2 人とし、議長が会議において指名する。	(会議録署名議員) 第 86 条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁 的記録をもって作成されている場合には、法第 123 条 第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員) は、○人とし、議長が会議にお いて指名する。	会議録の議員及び関係者への配布 について、地方自治法等の規定により 文書等により行われることは求められて いない。会議録を電磁的記録で作成し ている場合は、①配布については、②第 167 条の 3 の規定により電磁的記録を提供する、③ 議長が定める電子情報処理組織を使 用する方法により電磁的記録を提供す る内容の改正を本条で行うのいずれか の対応が可能。標準会議規則において は、全国議長会と同様に②第 167 条の 3 の規定により電磁的記録を提供するこ とを前提としている。
(会議録の配布) 第 158 条 会議録は、議員及び関係者に配布 (会議録が 電磁的記録をもって作成されている場合には、電 磁的方法による提供を含む。) する。	(会議録の配布) 第 125 条の 2 会議録は、議員及び関係者に配布 (会議 録が電磁的記録をもって作成されている場合には、電 磁的方法による提供を含む。) する。	(会議録の配布) 第 86 条 会議録は、議員及び関係者に配布 (会 議録が電磁的記録をもって作成されている場合 にあつては、電磁的方法による提供を含む。) す る。(参考)	【新設】 令和 2 年 7 月 16 日付総行第 180 号「新型コロナウイルス対策に係る地方公共 団体における議会の委員会の開催方 法に係る Q&A」において、総務省から 「地方自治法第 100 条第 12 項で規 定する「議案の審査又は議会の運営 に関する協議又は調査を行うための場 を設けることについては、オンラインに よる方法を活用して開催することが可 能とされている。」とされていることか ら、委員会条例第 15 条の 2 (委員会 の開催の特例) に合わせて改正する もの
※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を 経て進められるもの)	※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を 経て進められるもの)	2 前項の場合において、開会方法その他必要な 事項は、委員会条例の例による。	【新設】 令和 2 年 7 月 16 日付総行第 180 号「新型コロナウイルス対策に係る地方公共 団体における議会の委員会の開催方 法に係る Q&A」において、総務省から 「地方自治法第 100 条第 12 項で規 定する「議案の審査又は議会の運営 に関する協議又は調査を行うための場 を設けることについては、オンラインに よる方法を活用して開催することが可 能とされている。」とされていることか ら、委員会条例第 15 条の 2 (委員会 の開催の特例) に合わせて改正する もの

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
	第 18 章 雑 則 (電子情報処理組織による通知等) 【新設】 第 128 条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報並びに次条において「文書等」という。)により行われる通知の規定にかかわらず、議長が定めるこの規則の電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。	第 9 章 補 則 (電子情報処理組織による通知等) 第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報並びに次条において「文書等」という。)により行われる通知の規定にかかわらず、議長が定めるこの規則の電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。	【新設】 地方自治法第 138 条の 2 第 1 項を参考。 議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知のうち、会議規則の規定において文書等により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織(いわゆるオンライン)を使用する方法により行うことができることを定めるもの。法第 138 条の 2 では、「文書等」は「文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」と定義されているが、本項では「文書等」は「文書その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」と定義しており、地方自治法の規定に「文字、図形」が加えられている。これは、①会議規則の規定により文書等によることが求められているのは文字情報のみだが、実際の運用においては会議録の添付資料等に図面等が含まれることがあることから、疑義の発生を防ぐこと、②各市議会における条文に幅広く対応する規定とすることが望ましいことからによるもの。 議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。))として、「電子情報処理組織」を定義している。「電子情報処理組織」とは「オンラインシステム」について規定するものであるが、電子情報処理組織の用語自体は、立法例の中では定義することなく使用されている例があり、一定の意味がある用語としてそのまま使用することも可能であるが、電子情報処理組織という用語のみでは、オンラインシステムが特定できないため、いかなるオンラインシステム(議員私用のパソコン等)からでも受付可能と解される恐れがある。このため「議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))」を定義している。

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
	2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めることにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	む。以下この項及び第 4 項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)と規定したもの。 なお、「電子計算機(入出力装置を含む。)」とは、一部に専用線端末を使用する場合が残る可能性や将来的に CPU を搭載しない端末が出現する可能性を考慮し、電子計算機を単なる入出力装置を含むものと規定したもの。
	2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めることにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	【新設】 法第 138 条の 2 第 2 項を参考 議会又は議長若しくは委員長が行う通知のうち、会議規則の規定により、文書等により行うことが規定されているものは、議長が定める電子情報処理組織(いわゆるオンライン)を使用する方法により行うことができることを定めているもの。ただし書きは、通知を受ける者がオンラインによることを希望しない場合や、コンピュータ等を所有していないためオンラインで通知を受けることができない場合、オンラインにより通知を行うことは適当でないことから、当該通知を受ける者がオンラインにより受ける旨の表示をする場合に限ることを定めるもの。 「配布」のような特定多数に対して行われる通知も、「ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせること」に当たると考えている。
	3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めることにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めることにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。	【新設】 法第 138 条の 2 第 3 項を参考 第 1 項及び第 2 項の規定によりオンラインで行われた通知については、当該通知に関する会議規則の規定による方法によるものとみなすことを定めるもの。 これにより、オンラインにより通知された文書についても会議規則の規定が適用されることになる。

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
	5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)をすることが規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をすることがある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合においては、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。	5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあつた場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合においては、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。	【新設】 デジタル手続法第6条第4項を参考 通知のうち、会議規則の規定において署名、連署、記名押印することが規定されているものを、第1項又は第2項の規定により、オンラインで行う場合は、会議規則の規定にかかわらず、氏名や名称を命尾字する措置を議長が定めるものに代えることができることを定めるもの。 【新設】 デジタル手続法第6条を参考 オンラインによる通知をするものの、対面による本人確認、原本確認の必要があるなど、こうした取扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り、部分的なオンラインを認めることを定めるもの。通知のうちオンラインで行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合の例として、本人に出席を求めたりする必要がある場合にについて規定。その他の当該通知のうちオンラインにより行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合として、資格決定の要求をする際に提出される証書類等の膨大な資料など電磁的記録にして通知することが利便性を損なう場合などが想定される。なお、具体的にどのような部分をオンラインで行うかどうかについて、議長が定めるものとしている。

鳥取県西部広域行政管理組合	米子市議会会議規則 (R6.4.1 改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
	(電磁的記録による作成等) 第129条 この規則の規定(第28条(第85条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。	(電磁的記録による作成等) 第167条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。	【新設】 デジタル手続法第9条第1項を参考 文書等を電磁的記録により作成し、又は保存することについて規定。 会議規則第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除き、会議規則の規定において議会又は議長若しくは委員長が文書等を作成し、又は保存することが規定されているものについては、議長が定めるところにより、電磁的記録により行うことができることを定めるもの。
	2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により行われたものとみなして、当該規則の規定を適用する。	2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。	【新設】 デジタル手続法第9条第2項を参考 第1項の規定により行われた電磁的記録による作成等についても、本来の文書等により行われたものとみなして会議規則の規定を適用することを定めるもの。
(疑義に対する措置) 第163条 [省略]	(疑義に対する措置) 第130条第128条 [省略]	(会議規則の疑義に対する措置) 第168条 [省略]	

【参考】

- ・米子市議会は、オンラインの方法による開催に関する条文については、今後、議会内で協議を経て進められることから、改正なし
- ・ …… 米子市議会改正

【参考】会議規則比較

鳥取県西部広域行政管理組合 議会	米子市議会会議規則 (R6.4.1改正)	標準市議会会議規則 (最終改正 R6.2.8)	鳥取県西部広域行政管理組合 令和4年改正時の理由
規定なし	(資格決定の要求) 第107条 法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	(資格決定の要求) 第148条 法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。	被選挙権の有無(法第127条の2)及び兼業禁止(法第92条の2)に抵触するかどうかは、構成市町村議会において判断されることから、規定しないこととした。
規定なし	(資格決定の審査) 第108条 前条の要求については、議会は、第38条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。	(資格決定の審査) 第108条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。	
規定なし	(決定の通知) 第109条 前条の規定による決定に係る本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。	(決定の通知) 第109条 前条の規定による決定に係る本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。	

委員会条例対照表

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	米子市議会委員会条例 (改正 R6.4.1)	標準市議会委員会条例 (最終改正 R6.2.8)	解 説 (全国市議会議長会)
(委員長及び副委員長がともにない時の互選) 第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。	(委員長及び副委員長がともにない時の互選) 第8条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。 ※改正不要 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。 ※改正不要	(委員長及び副委員長がともにないときの互選) 第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。行なう。	用字用語の整理 用字用語の整理
(委員長の職務代行) 第10条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、委員長の職務を行う。 2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が、委員長の職務を行う。	(委員長の職務代行) 第10条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、委員長の職務を行う。 ※改正不要 2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が、委員長の職務を行う。 ※改正不要	(委員長の職務代行) 第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。行なう。 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。行なう。	用字用語の整理 用字用語の整理
	※改正なし (オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの)	【新設】 (委員会の開会方法の特例) 第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができする方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条(「秘密会」)第1項の秘密会は、この限りでない。 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	【新設】 オンラインによる方法での委員会開催を可能とするもの

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	米子市議会委員会条例	標準市議会委員会条例	解 説（全国市議会議長会）
	※改正なし （オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの）	【第15条の2参考】（オンライン委員会の対象に育児等を加える場合の参考） 【新設】 （委員会の開会方法の特例） 第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第20条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。 二 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 三 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	【新設】 オンラインによる方法での委員会開催を可能とするもの
（秘密会） 第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。	（秘密会） 第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。	（秘密会） 第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。	
※第2項の規定なし	※第2項の規定なし	2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮つてはかつて決める。	用字用語の整理

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	米子市議会委員会条例	標準市議会委員会条例	解 説（全国市議会議長会）
（出席説明の要求） 第 19 条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会、農業者の代表者又は委員並びにその他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。	（出席説明の要求） 第 19 条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会、農業者の代表者又は委員並びにその他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。 ※改正なし （オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの）	（出席説明の要求） 第 21 条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会、農業者の代表者又は委員並びにその他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。（参考） 【新設】	【新設】第 15 条の 2 に規定するオンライン出席は、委員会の構成員である委員以外で委員会に出席することが想定される者について別に定めるもの
（秩序保持に関する措置） 第 21 条（略） 2 委員が前項の規定に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3（略）	（秩序保持に関する措置） 第 21 条（略） 2 委員が前項の規定に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。 ※改正不要 3（略）	（秩序保持に関する措置） 第 22 条（略） 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。 3（略）	用字用語の整理
（公聴会開催の手続） 第 22 条（略） 2 議長は、前項の承認をしたときは、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。	（公聴会開催の手続） 第 22 条（略） 2 議長は、前項の承認をしたときは、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 ※改正不要	（公聴会開催の手続） 第 23 条（略） 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。	用字用語の整理
（意見を述べようとする者の申出） 第 23 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、書面により、あらかじめ、その理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。	（意見を述べようとする者の申出） 第 23 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、書面により、あらかじめ、その理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。	（意見を述べようとする者の申出） 第 24 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。	【新設】 公聴会に出席して意見を述べようとする者が、「文書」による申出をオンラインで行うことを可能とするもの *「委員長が定める電子情報処理組織」を別途規程等で定める必要がある。
2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。 【新設】	2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 27 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。 【新設】	2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 28 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。 【新設】	

鳥取県西部広域行政管理組合議会条例	米子市議会委員会条例	標準市議会委員会条例	解説（全国市議会議長会）
（公述人の選任） 第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者（次項において「申出者」という。）及びその他の者のうちから委員会において選任し、議長を経て、本人にその旨を通知する。 ※改正なし 2 前項の規定による申出者のうちからの公述人の選任に当たっては、当該公述人が、その案件に対して賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ることのないようにしなければならない。	（公述人の選任） 第24条 公聴会においてその意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験を有する者（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者（次項において「申出者」という。）及びその他の者のうちから委員会において選任し、議長を経て、本人にその旨を通知する。 ※改正なし 2 前項の規定による申出者のうちからの公述人の選任に当たっては、当該公述人が、その案件に対して賛成する者又は反対する者のいずれか一方に偏ることのないようにしなければならない。 ※改正なし （オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの） （公述人の発言） 第25条（略） 2 公述人の発言は、その意見を聴こうする案件の範囲を超えてはならない。 ※改正なし 3（略）	（公述人の決定） 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係を有する者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ実書で申し出た者及びその他の者のうちから、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。 【新設】 （公述人の発言） 第26条（略） 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3（略） （代理人又は文書等による公述） 第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法によりその意見を提示することはできない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。 （参考人） 第28条（略） 2 前項の場合においては、議長は、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 （オンライン開催に関する規定は、今後議会内で協議を経て進められるもの） 3 前3条の規定は、参考人について準用する。 ※改正なし	第1項 標準委員会条例において「文書で」という定めはしていないことから、規定の統一を図るため削除 ⇒米子市議会は「文書」の定めなし 第2項 用字用語の整理 第3項【新設】 公述人は委員と異なり、第16条や第17条に規定する「出席」の対象とならないこと、地方自治法第115条の2第1項においても、「意見を聴くことができる」として「出席」という表現を用いなければならない理由がないことから「公述人」は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。」としたもの 用字用語の整理 代理人や文書による意見陳述は、公述人が公聴会に赴くことができることを想定しており、公述人のオンラインによる出席を認めたことにより、代理や文書による方法を認める必要性が低いことから、文書のほか電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することはできないこととするもの。 見出しについては、文書に限定せずオンラインによる方法追加したため「文書等」としたものの 【新設】 第3項 公述人と同様に、参考人は委員と異なり、第16条や第17条に規定する「出席」の対象とならないこと、地方自治法第115条の2第1項においても、「意見を聴くことができる」として「出席」という表現を用いなければならない理由がないことから

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例	米子市議会委員会条例	標準市議会委員会条例	解 説（全国市議会議長会）
（記録） 第 29 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名しなければならない。 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。 3 前2項の記録は、議長が保管する。	（記録） 第 29 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、これに署名しなければならない。 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。 ※削除 2_3 前項の記録は、議長が保管する。 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。 【新設】	（記録） 第 30 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。 ※削除 2_3 前項前2項の記録は、議長が保管する。 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。 【新設】	（記録） 第 30 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。 ※削除 2_3 前項前2項の記録は、議長が保管する。 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。 【新設】	【新設】委員会協議長について、本会議と異なり地方自治法に基づくものではなく、委員会条例に基づくものであることから、協議長を電磁的記録（オンライン）で作成できるようにしたもの。 また、委員会のオンラインでの作成における署名については、議長が定めるもの（今後電子署名の規格を設ける予定：金議）をもって代えることができることとする。 なお、委員会記録であるにも関わらず、「委員長」ではなく「議長」が定めるとしたのは、記録の保管は議長が行うものであること、委員会ごとに異なることがないよう議会として統一した措置であることが望ましいこと等から議長に委任することとする。
附 則	附 則	附 則	附 則	
この条例は、令和6年4月1日から施行する。	この条例は、令和6年4月1日から施行する。	この条例は、令和6年4月1日から施行する。	この条例は、令和6年4月1日から施行する。	

【附錄】

- ・米子市議会は、オンラインの方法による開催に関する条文については、今後、議会内で協議を経て進められることから、改正なし
- … 米子市議会改正

【参考】委員会条例比較

鳥取県西部広域行政管理局議会委員会条例	米子市議会委員会条例 (改正 R6.4.1)	標準市議会委員会条例 (最終改正 R6.2.8)	鳥取県西部広域行政管理局組合の 改正の概要
(委員の選任) 第5条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」と総称する。)の選任は、会議において議長が指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。 3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前 30 日以内に行うことができる。 4 議長は、委員を選任する事由が生じたときは、速やかに、委員を選任する。 5 議長は、常任委員から申出があるときは、当該常任委員の常任委員会の所属を変更することができる。 6 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、次条第3項の例による。	(委員の選任) 第5条 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。 2 常任委員、議会運営委員会の委員及び特別委員会の委員(次項において「委員」と総称する。)の選任は、議長の指名による。 3 議長は、委員を選任する事由が生じたときは、速やかに、委員を選任する。 4 議長は、常任委員から申出があるときは、当該常任委員の常任委員会の所属を変更することができる。 5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、次条第3項の例による。	(委員の選任) 第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。 (常任委員の任期) 第3条 常任委員の任期は、〇年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	H25.3.1 施行 地方自治法の一部改正により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の選任等について条例で定めることとされたことから、必要な事項の改正及び整理を行った
(委員の任期) 第6条 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 2 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。 3 補欠の常任委員及び議会運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 前条第3項の規定により選任された常任委員及び議会運営委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。 5 特別委員は、当該特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。	(委員の任期) 第6条 常任委員及び議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。 2 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。 3 補欠の常任委員及び議会運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 特別委員会の委員は、当該特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。		
(委員の辞任) 第12条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。	(委員の辞任) 第12条 委員会の委員(以下「委員」と総称する。)が辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。	(委員の辞任) 第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。	H21.4.1 施行 議会運営問題検討委員会からの答申により、議会運営委員会を設置するとともに、全部改正

